

未来を開くワークショップ

私が町のためにしていることを話し合い

総合計画のための町民ワークショップ第3回は9月7日に総合支所、第4回は10月3日に本庁で開かれました。今回のワークショップでは、総合計画前期基本計画に掲載されている「町民の取り組み」について話し合いました。第1回総合計画ワークショップのテーマ「私が町のためにしていること」について、**1**健康福祉 **2**生活環境・基盤整備 **3**産業・経済・労働 **4**自然・環境 **5**教育・歴史・文化 **6**住民参加・行政運営の一の6つの班に分かれ、前期基本計画の内容はこのままで良いのか、それとも修正や廃止をした方が良いのか、または新しい提案はないかなどについて検討し、後期計画に掲載する内容をまとめています。

これから数回にわたりワークショップを実施し、総合計画の内容に盛り込んでいく考えです。



積極的に意見を出し合ったワークショップの様子。

川根本町まちの話題



奥大井観光ホテル翠紅苑で立食形式のパーティーが開かれました。

祭典の義援金を被災地へ

藤川大井神社礼大祭に寄せられた善意

藤川区の大井神社では9月11日、礼大祭が執り行われました。当日、当番組の役員たちが赤色をした揃いのTシャツを着込んで祭りムードを盛り上げる中、午前7時から小学生による子ども神輿が始まりました。子どもたちは大きな声を張り上げながら、約3時間かけて地区内を練り歩きました。神殿では小学5、6年生女子4人が巫女姿に扮し、厳かな浦安舞を披露。来場者のため息を誘いました。

多くの区民が訪れた祭典会場には、義援金を募る募金箱が設置されました。これは「私たちに何かできることはないか」という当番組の思いが結実したものです。この募金に寄せられた区民の善意3万円のうち2万円は東日本大震災の被災地へ、1万円は台風被害にあった和歌山県へと送金されました。祭典委員の相村健司さんは「皆さんから多くの善意が集まったことに感謝しています」と話していました。



練習を重ねた巫女姿の小学生女子4人。厳かな舞を披露しました。

心ときめく時間を過ごして

商工会青年部主催の出会い創出イベント

商工会青年部が主催する「奥大井サスペンスブリッジ恋愛事件出会い編TOKIMEKI（ときめき）48」は9月24日、寸又峡温泉周辺で開催されました。

本イベントでは、男女24人ずつ募集をしたところ、男性は町内在住者を中心に21人、女性は県中部在住者を中心に18人、計39人の応募がありました。

当日、午前中は6チームに分かれて寸又峡温泉内をウォークラリー。夢の吊橋、外森神社などを巡って親睦を深めました。午後からは、奥大井観光ホテル翠紅苑で立食形式の親睦会を実施。会では、ウォークラリーの成績発表やゲームなどを楽しみました。

今回のイベントでは1組のカップルが成立しました。

10月から子ども手当は申請が必要に 子ども手当の制度が変わります

「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」の成立により、10月から子ども手当制度が変わります。10月以降の手当を受給するためには、新たに申請が必要です。現在手当を受給している人には、10月上旬に申請書を送付しましたので、手続きをお願いしません。もしも申請書が届いていない場合はご連絡ください。

なお、24年4月以降については、詳細が決まり次第お知らせします。

支給対象者

日本国内に居住する中学校卒業まで（満15歳に達したあとと最初の3月31日まで）の子どもを養育する保護者

申請の注意

1 父母がともに子どもを養育している場合、原則として生計を維持する程度の高い人が対象になります。

2 子どもが海外に留学している場合は、対象になる場合があります。

父母が離婚協議中で別居している場合は、子どもと同居している人が優先されます（単身赴任の場合を除きます）。

4 児童福祉施設に入所している子どもについては、施設の設定者が対象になります。

必要な手続き

1 今まで子ども手当を受給していた人は、10月上旬に送付した申請書を提出してください。

2 今まで子ども手当を受給していない人はお問い合せください。

3 公務員は勤務先で手続きをしてください。

受付期間

12月28日（水）まで
ただし受付期間後に提出された場合、2月の支払いに間に合いません。なお、子ども手当特別措置法の特例として、24年3月31日までに申請し認定された場合、23年10月分からさかのぼって支給されます（23年10月1日の時点で受給資格がある人のみ）。

また10月以降に、お住まいの市区町村が変わった場合や子どもが生まれた場合などは、上記の特例が適用されません。転出予定日または出生日の翌日から15日以内に手続きしてください。

●支給額

子どもの年齢	子ども手当月額
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

●支給時期

支給月	支給対象となる月
平成24年2月	平成23年10月～平成24年1月分
平成24年6月	平成24年2月～3月分